

に充つるか爲め繰越金として積立てざるべからず若し之を積立てずして社員間に配當し終りたる後危険発生したるときは何を以て損害を賠償することを得んや此繰越金を未経過危険保険料と云ひ保險會社の必ず準備すべきものとす。

(ロ) 保險責任金 此準備金は主として生命保險に關し準備の必要を見る即ち將來支拂ふべき保險金額より將來受取るべき保險料を差引きたる殘餘の金圓を保險責任金と云ふ。今之を説明せんに保險料は危険に相當すべきものにして死亡の危険は年々増加するものなるか故に保險契約者は年々其危険の増加に對し保險料を増加せざるべからず。然れども斯の如く年々危険の増加を測度して保險料の増額を爲すことは實に繁雜なる手續を要するのみならず其保險料は終には非常の多額に達し保險契約者は其支拂に堪ゆべからざるに至る是を以て普通生命保險會社は斯の如き繁雜なる手續を爲さずして始めより一定の保險料を支拂はしめ年々之を増加することなし。而して其保險料は保險契約の當時に於ける被保險者の年齢に因りて高低ありと雖も畢竟十數年間を通

して計算したる平均の保險料なり。故に保險期間の初年に於ては其保險料は危険に對する權衡上稍高格なりと雖も漸次其割合を減少し終には大に低廉なるものとなるに至る。之を要するに保險會社は保險期間の初年に於ては比較的過剰の保險料を收むることを得るも後年に至るに従ひ年々比較的少額の保險料を收むるに過ぎざるものなるか故に初に得たる過剰金を積立て置くにあらざれば後年の損失を償ふこと能はず而して其積立て置くべき過剰金の額は將來支拂ふべき保險金額より將來受取るべき保險料の額を差引きたる數額を以て足れりとす。

二 責任準備金利用の方法を定むること 責任準備金は會社の生存に重要な關係を有すること前述せるか如し。故に會社をして濫に之を使用することを許さず之を利用する方法を一定し會社財政の基礎を確定するは最も必要なり。保險業法中には法律を以て其利用方法を規定せざるか故に之を定むること會社の自由なりと雖も其利用の方法は會社の營業免許を申請するに當り主務官廳の免許を受くべきものにして後日之を變更するに付ても亦其認可を必要とするもの

なれば適當の方法にあらざれば主務官廳は之を認可せざるへし準備金を以て公債證券を購入し又は確實なる會社の株券若しくは社債券を購入し又は確實なる銀行に預け入るゝか如きは普通に行はるゝ所なり。

三 事業を公行すること 主務官廳は何時にても保險會社をして其營業の報告を爲さしめ又は會社の業務及び會社財産の検査を爲すを得。若し主務官廳が會社の業務又は會社財産の狀況に依り其營業の繼續を困難なりと認むるときは會社に業務の停止を命し又は期間を定めて業務執行の方法若しくは計算の基礎の變更を命し其他保險契約者被保險者又は保險金額を受取るべき者の權利を保護するに必要なる命令を爲すを得。又會社が主務官廳の命令に違反したるときは主務官廳は其事業の停止又は取締役の改選を命することを得。保險會社は總會終結の後遅滞なく財産目録、貸借對照表、事業報告書、損益計算書、準備金及び利益又は利息の配當に關する決議書等を主務官廳に提出するを要す。又保險契約者被保險者又は保險金額を受取るべき者が保險會社の定時總會終結の後營業報告書、財産目録若しくは貸借對照表の閱覽を求め又は其謄本若しくは抄本の交附を求

めたるときは保險會社は之に對して閱覽を許し又は其謄本抄本を交附せざる可らず。以上は保險事業の現狀を主務官廳及び利害關係人に公示し詐欺の行はるゝを防かんとするにあり(保險業法一〇、三)。

第三 事業廢止に關する規定

主務官廳は保險會社が其命令に違反したるときは免許を取消すことを得。免許を取消されるときは會社は之に因りて解散す。此外任意の解散及び合併の決議は主務官廳の認可を受くるにあらざれば其效なし。蓋し會社の解散は多數の被保險者に重要なる利害の關係を有するものなればなり。又保險會社の清算は主務官廳の監督に屬す(保險業法一、二、三、七、二、七、三)。

第二編 各論

第一章 火災保險

第一節 被保險利益

火災保險とは當事者の一方が火災に因りて生ずることあるべき損害を賠償することを約し他の一方が之に對し報酬を與ふることを約するに因りて成立する所

の保険契約なり。火災保険か他の保険契約と異なる所の要點は其危険か火災なるの一事に在りとす。

以上の定義に依りて見るときは火災保険の被保険利益となり得るものは火災に因りて損害を蒙むる所のものならざるへからず。而して一般に被保険利益は有体物其物に非ずして其物の上に存する經濟上の利益なること已に説明したる所なるか故に火災保険に於ても其被保険利益は決して家屋商品等の有体物に非ざるなり。従て動産不動産の所有者のみならず賃借人質権者等の如き者も亦其物に關して火災保険を締結することを得。唯た被保険利益に關し特別の表示なきときは動産不動産の上に存する所有權的利益を保險に付したるものと看做すべきものとす。

不動産は箇々別々に保險に付すること普通なりと雖も動産に至りては之を包括して保險に付すること履行はるゝ所なり。例へば家屋内の家財家具商店の商品書籍館の書籍又美術館の美術品を包括して火災保險に付するか如し此の如く包括財産を保險に付したる場合に於ては包括財産の性質として保險期間中物品に

増減變更あるも之れが爲め保險契約に影響を及ぼすことなきを原則とす。然れとも其増減變更の爲め著しく保險價格を減したるときは保險契約者は保險料の減額を請求することを得べく又之れが爲め著しく危険に變更を生したるときは保險契約を無効ならしむることあるへし。此包括財産の保險中物品の増減の最も甚しきものを商店に於ける商品の保險なりとす。商品は常に賣却せられ又仕入れられつゝあるものにして或は増加して契約當時の倍數に至ることあるへく又或は減少して其半に充たさることあるへし。而して火災の發生の當時に於ける狀況に依り全部の損失あるも其損害額は保險金額に満たさることあるへく又或は一部の損失にても保險金額を超過することあるへし。此の如き場合に於て保險者が賠償すへき損害額如何と云ふに保險者は如何なる場合に於ても實際の損害額を賠償するを以て足り保險金額を超へて賠償する責任なし。

賃借人其他他人の物を保管する者は自己の過失に依り火災の爲め保管物を滅失せしめたる時物品の所有者に對して損害を賠償する義務あるは勿論其他契約上火災に關し損害を賠償する義務を負ふこと尠しとせず。此の如き場合に賃借

入其他の保管義務者か自ら損害を賠償せしめて他人をして之を賠償せしむることとは貸借人等の爲め一の財産上の利益なり。此消極的の利益は火災保険の目的と爲すことを得。貸借人等か此消極的の利益を火災保険に付したる場合に於て火災起りて損害を生したるとき貸借人等をして保険者に對し其損害の賠償を請求することを得せしむるよりは寧ろ所有者をして保険者に對し直接に賠償を請求することを得せしむること損害賠償の目的を達するに便宜なるべし。商法は此實際上の便宜の爲め第四百二十一條を以て斯る場合に物品の所有者に直接の要求權を與へたり。唯注意すべきことは此場合に所有者の有する權利は一種特別の權利にして決して被保険者として權利を有するものに非ざること是なり。貸借人等は此所有者の要求權の爲め自己か被保険者として有する權利を失ふものに非ず然れども已に所有者か權利を行使して保険者より賠償を得たる後に於ては更に自己の權利を行使することを得ず是れ保險契約の當然の質性なりとす。

第二節 危険

火災保險の危険は火災なり。火災と燃燒とは區別するを要す又火災は一の厄運

なり故に有用なる目的の爲めにする燃燒は決して火災と言ふべからず。然らば如何なるものは火災と言ひ如何なるものは燃燒と言ふやは人世普通の思想に依りて判別するの外なし。例へば巻煙草、ランプの心、暖爐の石炭の燃燒の如きは何人も之を以て火災とするものなし然れども暖爐の火強きか爲め其傍に在りたる物品に火熱を生し損害を生したるときは其損害は火災より生したるものと言ふことを得る場合あるべし。

商法第四百十九條は火災に因りて生したる損害は其火災の原因如何を問はず保險者之れか賠償の責に任する旨を規定せり。故に其火災は雷電に因る火災なりとするも苟くも火災なる以上は之より生したる損害は皆保險者か賠償すべきものとす。又其火災は過失に因るも他人の行爲に因るも問ふ所に非ず唯戰爭其他の變亂保險の目的の性質若くは瑕疵其自然の消耗及び保險契約者被保險者の惡意又は重大なる過失に因りて生したる火災の損害は特約なき限りは賠償するの義務なし。家屋其他の建物を火災保險に付したるとき其建物の構造、川方及び所在の場所は火災の發生に關し重要なる關係を有す。又之と同しく動産を保險に

付したる場合に於ても之を貯蔵する建物の構造物方及び其所在の場所の如何は火災危険の程度に大なる關係あり故に此等の事項は保險証券を作成するに當り必らず記載せざるべからず(四二八)。

第三節 損害賠償

保險者が賠償すべき義務ある損害に二種あり。一は火災より生したる直接の損害にして二は間接の損害なり。火災に因りて物か焼失し又は毀損したる損害は直接の損害にして保險者に賠償の義務あるは勿論なり。第二の間接の損害に至つては其範圍甚だ廣汎にして之れか明確なる解説を與ふること容易の業に非ず是れ一の事由よりして生出する所の結果は連綿として底止する所を知らざればなり。舊商法は之に對し一の規定を設け其第六百六十五條に於て火災か被保險者の方に起りたると近傍に起りたるとを問はず消防若くは救済の處分又は竊盜其他類似の事由に因りて被保險者に加へたる損害も火災の損害と看做すと規定せり。之に由りて觀るときは保險者か賠償すべき間接の損害は甚だ廣大にして火災中なると火災の止みたる後たるとを問はず混雜の際被保險物を竊取せられ

たる損害も亦賠償せざるべからず。然るに火災の際物品を竊取せらるゝは火災に關して生したる一の間接の損害たるに相違なきも其損害たるや保險者に賠償の責任ある損害の中に算入するよりは寧ろ盜難なる特別の損害の中に加ふるを至當とす。何となれば火災を消止するか爲め水を注ぎ又は家屋を破壊するより生する損害に比して火災との關係甚だ遠く他人の犯罪に原因するものなればなり。是を以て新商法に於ては保險者の賠償すべき間接の損害を單に消防又は避難に必要な處分に因りて保險の目的に付き生したる損害のみに限定せり。水を注ぎ家根を破り柱を倒すか如きは消防に必要な處分にして物品を他所に運搬するか如きは避難に必要な處分なり故に之か爲め物品を汚損し家屋を破壊したる損害は保險者の賠償すべきものとす。此等の處分か果して必要なや否やは各箇の場合に就て調査することを要す。新商法第四百二十條の規定は第四百十四條の規定と相待ちて能く被保險者をして財産上の利益を保護せしむることを得。何となれば被保險者は一方に於ては損害を防止するに必要又は有益なる費用を支出したるとき之れか賠償を請求することを得ると同時に他の一方に

於ては火災を防止し又は焼失を避くるか爲め被りたる損害をも賠償せしむることを得ればなり(四二)。

第一章 運送保険

運送保険は陸上及び内國の水上の運送中に在る物品に關する財産上の利益を目的とする所の保険契約なり。物品の運送は海上及び陸上に行はる、海上に行はるゝ所の運送の保険を海上保険と稱し、陸上及び内國の水上に行はるゝ所の運送の保険を單に運送保険と稱す。

運送保険の被保険利益は運送中に在る所の物に關する財産上の利益なり。此利益は荷主は勿論運送人と雖も亦之を有す。何となれば運送人は運賃に對する權利を有する外運送品を受取りたる時より其喪失毀損及び引渡の延滞に付き責任を負ふものなればなり。此他荷受人仲買人の如き苟くも運送品の到着に付き利害の關係を有するものは皆其物に關して運送保険を締結することを得。軍送品の保険の保険價額は發送の地及び時に於ける其價額及び到達地に至るまでの運送費其他の費用を包含す。又特約あるときは運送品の到着に據りて得べき利益

をも保険價格の中に算入す(四二)。

運送保険の危険は特約なき限りは運送中に生ずることあるべき萬般の危険を包含す。舊商法第六百七十二條には其危険の種類を示し火災、盜難、敵の威力及び此類のものを包含すと言へり。新商法は最も廣義に規定したり故に保險者は戦争其他變亂に因る損害も亦賠償せざるべからず。何故に運送保険に於ては此の如く廣大なる危険を負擔するものなるやと言ふに運送中に在る物品に付ては被保險者は全く監督の機會を有せず且損害の原因を證明することを得ざるか故なり。此の如く運送保険は運送中の萬般の危険に對し損害を賠償するものなるか故に若しも特約を以て或る種類の危険を除外したる場合に於て損害か其除外したる特別の危険に原因するものなることを主張し以て責任を免かれんとする所の保險者は其事實を證明せざるべからず(四三)。

運送保険の保険期間は運送人か運送品を受取りたる時に始まり之を荷受人に引渡す時に終る。故に未だ運送品を運送人に引渡さざる以前に契約を締結するも引渡あるまでは保險者其責に任せす(四三)。

又保險契約は保險を以て最大要素となすものなるか故に保險が發生せざることとなり又は契約に於て定めたる所のものと異りたる場合に於ては其契約は無効に歸するものとす。然るに運送保險に於て此原則を絶對的に適用するとき實際上の不便尠からず蓋し運送は種々の狀況に因り一時之を中止し又は運送の道筋若くは方法を變更するに非されは其目的を達する能はざること屢遭遇する所なればなり。是を以て法律は例外として運送保險は特約あるに非されは運送上の必要に因り一時運送を中止し又は運送の道筋若くは方法を變更するも之れか爲め其效力を失ふことなしと定めたり(四三)。

第三章 海上保險

海上保險は航海に關する偶然の事故に因りて生ずることあるべき損害を賠償するを以て目的とする所の一の保險契約なり。

第一節 被保險利益

海上保險は航海に關する一切の危険を擔保するものなるか故に苟くも海上の危険に因りて損害を蒙るべき一切の財産上の利益は皆保險の目的となすことを得。

今其重なるものを擧ぐれば船舶貨物、仲買人等の手数料、冒險貸借の債權及び海損の債權、其他船舶債權者の債權の如し。貨物の運送貨、貨物の賣却利益の如きものは貨物か到着港に安着したる場合に於て得らるべき利益にして謂ゆる將來の利益なりと雖も將來の利益も亦保險の目的となり得ること前編に論述する所なるか故に此等の利益に關し海上保險を締結し得ること多言を要せず。貨物の賣却利益は貨物保險の保險價格中に包含せらる冒險貸借債權及び海損債權の何物たることは諸君か海商法の講義に於て研究せらるべき所なれとも便宜上今其大要を説明せん。冒險貸借は船長か船籍港以外に於て船舶又は貨物の已むを得ざる需用のため債權者に冒險料を支拂ふ約束にて航海中、冒險抵當物に付き海上の危険を引受けしむるの條件を以て締結する所の貸借契約にして此貸主の權利を冒險貸借債權と云ふ。此冒險貸借に於て債權者は抵當物か消滅したるときは全く辨濟を得ることを得ず。故に船舶か安全に到着港に到着すると否とは債權者の利益に大なる關係を有するなり。又海損には共同の海損と單獨海損との二種ありて共同海損とは船舶及び貨物を共同の危険より救助せんかため故さらに直接

又は間接に船舶又は貨物に加へたる非常の損害を云ひ之に因りて損害を受けたるものは其爲めに利益を受けたる者に對し一定の限度に於て賠償を請求する權利を有す。此權利を共同海損債權と言ふ。此債權は其後の船舶貨物の存否に付き大なる利害の關係を有するものなるを以て海上保險の目的とするを得るなり。單獨の海損は任意にあらすして生し又は船舶若くは貨物のみに生したる損失及び費用を言ひ共同の利益の爲めに生したる損失に非ず。此海損は各所有者に於て別々に負擔せざるへからず。舊商法第九百五十三條第三項の規定に依れば船舶乗組員の給料及び報酬の保險は無効なり。然るに新商法は此等の利益をも亦保險の目的となすことを許したり。此の如く二の法律が全く其規定を異にする所以のものは海員の給料及び報酬に對する權利に付き二法律の規定する所に差異あるか故なり。舊商法第八百八十條に依れば海員は船舶が航海を終了せざる以前に沈没したるときは給料を請求することを得ず。此規定の理由は海員をして沈没に際し充分なる盡力をなさしめんとするに在り。蓋し船舶沈没するも給料を受くることを得るものとせば海員は自己の利害に關係なきを以て充分なる

盡力を爲さざるべき處あり。然るに今一方に於て此規定あるに拘らず他方に於て海員をして給料を保險に付することを得せしむるときは第八百八十條の規定と撞着するに至る。是れ舊商法が海員の給料及び報酬を保險に付することを許さざる所以なりとす。之れに反して新商法は第五百八十七條に於て海員の雇入契約は船舶が沈没したるとき終了するものとなし海員に與ふるに其沈没日まで給料を請求する權利を以てしたり。是れ新商法の立法者は此權利を海員に與ふるも船舶の沈没に際し充分なる盡力を爲さざるか如きことなしと認めたるか故に外ならず。已に船舶の沈没したるに拘はらず給料を與ふるものとする以上は其給料を保險に付することを許すは固より當然なり(六五三、四、五三、四)。

海上保險に於ける保險價格の計算法は其保險の目的物に従ひ區別あり。

(一) 船舶の保險に付ては保險者の責任の始まる時に於ける價格を以て其保險價格となす。抑も海上保險は航海が満足に終了したりしならんには保有することを得へかりし財産上の利益を保障するを以て目的とするものなるか故に其保險價格は到着地に於ける價格を以て標準とすべきこと至當なりと雖も此到

着地に於ける價格は到底正確なる評價をなすこと能はず、從て他の方法に依りて保險價格を定むるの必要あり。舊商法は第九百五十四條に於て危險の始まる時及び地に於ける船舶の價格を以て保險價格となしたりと雖も危險の始まる時と保險者の責任の始まる時とは必らずしも同一にあらず。而して保險者の責任の始まる以前の價格を以て保險價額となし之に應じて損害の賠償を爲さしむるは穩當にあらず。又船舶は貨物と異なり賣却するを目的とせずして之を使用して收益を目的とするものなるか故に其價格は到着地其他一方の價格に依り評定することを得ず。之を以て新商法は船舶の保險に付き保險者の責任の始まる時に於ける一般の公價を以て其價格と爲すべきことを定めたり。此計算法は當事者の合意なき場合に適用せらるべきものにして之に反する合意あるときは此限りにあらず(六五)。

(二) 貨物の保險に付ては其船積の地及び時に於ける其價格及び船積並に保險の費用を以て保險價格とす。此規定も亦船舶の保險の場合と同しく便宜上の理由に基くものにして陸揚の地及び時に於ける價格に依ること困難なるか故に

此の如く定めたるものなり。船積の費用とは實際貨物の積込をなす爲めに要する費用は勿論積込の準備に關する費用例へは荷造費又は端艇の運送賃等をも包含す關稅の如きものも亦其中に入るならん。保險費用とは常に保險契約を締結するに要したる費用のみならず保險料の如きものも亦包含せらる(六五)。

(三) 貨物の到達に因りて得べき利益の保險に付ては契約を以て保險價格を定めざりしときは保險金額を以て保險價格となしたるものと推定す。蓋し將來の利益は甚だ確然ならざるものにして之を得るや否やは不明なり。若し之を得るとするも其數額に至りては豫め一定することを得ず。又之を一定すべき標準を設くること最も困難とする所なり。唯實際に於て保險金額と保險價とは其間に大なる差異を見ざること普通なるか故に保險契約者か定むる所の保險金額を以て一應利益保險の保險價格なりと推定するは敢て不當にあらず。此推定は絶對的の推定にあらずるを以て保險者は反證を擧げて其推定を打破することを得。若しも實際保險金額が保險價額より多き時は其多き部分に付て保險契約は無効なり。之に反して保險金額が保險價額より少なきときは其保

險は所謂不足保險にして保險者は保險金額の保險價額に對する割合に於て損害を賠償する義務あり。法律は保險金額を以て保險價格と推定するか故に當事者が保險金額を豫定したるときは之と同時に保險價額をも豫定したるものと看做さるべきものにして此保險價額は商法第三百九十四條の規定に依り保險者に於て其價額の著しく過當なることを證明するにあらざれば動かすことを得ざるなり(六三、五八、三八)。

第二節 危險

海上保險の危險は保險の目的に損害を與ふる所の航海に關する一切の偶然事故を云ふ。其危險に要する條件の如きものは第一編に説明したる所を適用すべきものとす。此危險は(1)自然力(2)人爲(3)自然力と人爲との併合したるもの、三種に類別することを得。自然力とは暴風雨、地震、電氣作用、流水の害の如きものを云ひ人爲とは人の意思に原因する所の損害原因を云ひ、之に一個人の意思に原因するものと國家の處分に原因するものとの二あり、衝突、投荷、其他乗組員の不正若しくは過失の爲め生したる損害は一個人の意思に原因する損害にして掠奪、封港、鎖

港差押等に因りて生したる損害は國の處分に原因する損害なり。第三種の危險は暴風雨を避くるか爲めに港灣に立寄るか如き類を云ふ。商法第三百九十五條に依れば戰爭其他變亂に由る損害は特約なきときは保險者其責に任せすと雖も海上保險に於ては此原則に例外を設け特約なき場合の外航海に關する一切の危險を包含するものと定めたり。此の如く海上保險に於ける危險の範圍を總括的に定めたる所以のものは前に運送保險に付て説明したると同一の理由に出づるものにして畢竟被保險者は被保險利益の監督を爲す機會を有せざるか故なり(五六四)。

海上保險の保險期間は合意に依りて定まる之を定むるに或は一の航海を以てすることあり、或は一の時間を以てすることあり。普通行はるゝ所は航海を以てするものなり。例へば横濱より上海までの航海に關し船舶若しくは貨物を保險に付するか如し。此場合に於て海上の危險は何時に始まりて何時に終るものなるや換言すれば危險の經過期間の終始如何。之を定むるに數種の原則あり、或は船舶の出帆したる時に始まり、到達港に到着したる時に終るとするものあり、又或は船

船に貨物を積込みたる時に始まり積荷を陸揚げしたる時に終るとするものあり。我商法は保険期間に關し船舶を保険に付したる場合と貨物若くは貨物の到達に因りて得べき利益を保険に付したる場合とを區別して規定せり左に之を説明すへし。

第一 一の航海に付き船舶を保険に付したる場合

此場合に於ては荷物又は底荷の船積を爲さざる以前に契約を爲したる場合と荷物又は底荷の船積を爲したる後契約を爲したる場合とに因りて保険者の責任の始まる時を異にせり。即ち第一の場合に於ては保険者の責任は荷物又は底荷の船積に著手したる時を以て始まり第二の場合には契約成立の時を以て始まる。法律か此二の場合に付き區別を爲したる所以のものは荷物又は底荷の船積を以て航海の危険始まるものと看做したるか故に外ならず。蓋し船舶は碇繫港に碇泊する間に於ても己に海上の危険に冒されつゝあるものなりと雖も此時を以ては未だ航海中の危険に冒されつゝありと見る能はず。然るに航海の爲め荷物又は底荷の船積を始むるときは此時より航海の危険始まるも

のと看做すこと最も穩當にして船舶所有者を保護するに必要なり。第一の場合に於ては契約の當時には未だ航海の危険發生せざるも第二の場合に於ては已に航海の危険發生せるものなるか故に危険の經過期間に付ても區別するの必要あるなり。

以上二の場合に於て保険者の責任は何時に終るやと言ふに船舶が到達港に於て荷物又は底荷の陸揚を終了したるとき又は其陸揚が不可抗力に由らすして遅延したるときは其終了すへかりしときに終るものとす。故に船舶が到達港に碇泊せるとき若くは荷物の大部分を陸揚したるとき若くは陸揚する爲め荷物を端艇に移したるも未だ陸地に引揚げざる間に於て船舶に損害を生したるときは保険者は之か賠償の責を免かるゝこと能はず。荷物の受取人か荷物を受取るか爲め端艇を用意して本船より之に積込みたる場合に於ても亦未だ陸揚を終了したるものと見る能はず唯已に陸揚したる以上は其荷物が安全に受取人に引渡されたるや否やは問ふ所に非らざるなり。然れども陸揚が不可抗力に因らすして遅延したる場合に其陸揚の終了するまで保険者に危険を負擔

せしむるは正當に非ず。是れ法律か其終了すべかりし時に保險期間も亦終了するものと規定したる所以なり。陸揚か不可抗力に因るに非ずして遅延するとは船長其他船員か過失の爲め遅延したる場合の類を言ふ(九六五)。

第二、積荷又は積荷の到達に因りて得べき利益若くは報酬を保險に付したる場合

此の場合に於ける海上の危険は積荷か陸地を離れたる時より始まり陸揚せられたる時に終るものとす。故に此等の被保險利益に關する保險期間も亦積荷か陸地を離れたる時に始り陸揚港に於て陸揚げを終了したる時に滿了するものと爲さるへからず。積荷を船舶に積込む目的を以て之を端艇に積入れたるとき其端艇か本船に達せざる以前に沈没其他海上の危険に遭遇し積荷に損害を與へたる時は保險者之を賠償することを要す。又積荷か船舶を離れたるも未だ陸揚げせざる間に於て損害を被りたるとき亦同し。但し積荷の陸揚か不可抗力に因らすして遅延したるときは保險者は其終了すべかりし時を以て責任を免かるものとす(九六六)。

保險期間中危険か著しく變更又は増加したるとき保險契約か其效力を失ふことは前編に説明せし所なり。今海上保險に於て危険の變更と見るべきものゝ重なるものを説明せん。

第一、航海の變更

海上保險に於て航海の一定することは契約上最も重要な事項にして航海に變更を來たす時は契約は全く其根拠を失ふ故に之か爲め保險契約の無効を生ずるは固より當然の事なりとす。若しも保險者の責任の始らざる前に航海を變更したる時は其變更は如何なる原因に出づるを問はず保險契約は絶對的に無効となる。然れども保險者の責任か始まりたる後航海を變更したるときは其變更か保險契約者又は被保險者の責に歸すべき事由に因りたる場合に於てのみ保險契約は將來に向ひ無効となるなり。又契約締結の當時に於て定めたる到達港を變更し其實行に着手したるときは未だ契約を以て一定したる航路を離れざるときと雖も航海の變更ありたるものと見做すべきものとす。此場合に於ては已に航海を變更したるものなるに拘らず或る里程の間は同一の航

路を進行するものなるか故に之を航海の變更と見做すに及はざるか如き觀あり。是れ法律が疑を避くるか爲め特に明文を設けたる所以なりとす(六六)。

第二 航路の變更

航路も亦海上の危険を測度するに付き重要な事項なり。危険に關する合意に航路の一定することを要するや論なし。故に航路を變更し爲めに危険に變更を來したるときは保險者は其變更後の事故に對し責任を負ふことなし。然れども航路の變更は航海の變更と異なり多少の變更は實際免かれざる所なるを以て其變更の爲め著しく危険を變更増加したる時に限り將來に向ひ保險者の責任を免かれしむるは至當なり。唯其危険の變更又は増加が事故の發生に影響を及ぼしりし時又は保險者の負擔に歸すへき不可抗力若くは正當の理由に因りて生したる場合に於ても尙ほ保險者をして責を免かれしむるは被保險者の爲め甚だ酷なる結果を生ずるに由り法律は斯かる場合には保險者をして責を免かれしめざるなり。例へば航路の變更に因り危険に變更を來したるも實際生したる損害は其航路の變更に關係なき原因より生したるとき又は暴

風雨を避るか爲め若くは修繕を施すか爲め航路外の港灣に入りたる場合に於ては航路の變更の爲め危険に變更増加ありとするも保險者は責を免かることを得ざるか如し。

此に加附して説明すへきことあり被保險者が發航をなし又は航海を繼續することを怠り爲めに危険に變更又は増加を生したる場合には之を航路の變更と同一視し狀況に依り保險契約を無効ならしむることあるものとす。蓋し航海は相當の日に始まり相當の日に終るべきものなるに妄りに發航を遅延し又は航海を繼續せされは當事者の意思に相反する所にして之か爲め危険の變更を生したるとき契約を無効とし保險者の責任を免かれしむるは至當なり(六六)。

第三 船長の變更

船長の變更は縱令保險契約中に船長を指定したる場合に於ても契約の效力に影響を及ぼすことなし是れ保險契約は船体に重きを置くものにして船長に重きを置くものに非されはなり。之に關し特約あるときは固より此限りには在ら

すと知るべし(六六)。

第四 船舶の變更

船舶を保險に付したる場合に於て船舶を變更するとを得ざるは言ふを俟たず、積荷又は積荷の到達に由り得べき利益を保險に付したる場合に於て船舶を變更したるときは保險者は其の變更か保險契約者又は被保險者の責に歸すべき事由に因りたる場合に限り其變更以後の事故に付き責任を負ふことなし。蓋し積荷若くは其到達に因りて得べき利益を保險に付したるとき其積荷に對する危険の程度は船舶に因りて異同あり唯保險契約を爲すに當り積荷を積込むべき船舶を定めざりし場合には保險契約者又は被保險者は如何なる船舶に之を積込むも自由なり。但し保險契約者又は被保險者か積込の事實を知りたるときは速かに保險者に對し其船舶の名稱及び国籍を通知するを要す。此通知を怠りたるときは保險契約は其效を失ふ。法律か此通知の義務を負はしめたる所以のものは保險者をして自己の保險したる荷物の孰れの船舶に船積せられたるやを知らしむるは保險者の營業上必要なる事項なりと認めたるか故なり。

り。蓋し保險者は同一船舶に自己の保險したる荷物の多く船積せられたるを知るときは之に關し再保險を締結する必要があることあるべく其事實を知ると否とは保險者の營業上大なる關係あればなり(六六五)。

第三節 損害の賠償

海上保險に於て保險者か賠償すべき損害は一切の海上の危険に因りて生したる損害にして且其損害額に限定すべきこと損害保險の一般の原則に照して明なり。茲には海上保險に特別なる規定に付きてのみ説明せんと欲す。

保險者は保險の目的物か共同海損に因りて直接に蒙りたる損害を賠償する義務あるは勿論其以外の物か共同海損の犠牲となりたる場合に於て其目的物か其損害を分擔すべき額をも亦一の損害として賠償するを要す。何となれば此種の損害は海上の危険に因りて生したる一の損害に外ならざればなり。若しも保險價額の一部を保險に付しせる場合に於ては保險者の負擔は保險金額の保險價額に對する割合に依りて之を定む(六五)。

共同海損に非ざる損害即ち單獨海損の爲めに生したる損害に付ては保險者は其

損害が其計算に關する費用を算入せずして保険價格の百分の二を超へたるときに限り賠償するの義務あり。其他の場合に於ては全く賠償の義務なし。此規定は一見被保險者の爲め甚だ不利益なるか如しと雖も能く實際の状況を觀察するときは其然らざるを發見するに難からず。蓋し海損ありたるとき其損害額を計算するとは最も煩雜なる手数を要し之に關する費用勞力は決して尠少のことに非らず時として其計算の費用は被保險者の蒙りたる損害額よりも大なるとあり、此の如き場合に於て理論に拘泥し如何に微細なる損害にても保險者は精算の上賠償せざるべからずとせば却て當事者の不利益となり延て一般の經濟上に害あり。是れ法律か一定の限度を設け保險者の賠償の義務を免除したる所以なり。然らば法律か此の規定を單獨海損の場合にのみ適用し共同海損の場合にのみ適用せざる理由如何。單獨海損の場合に於て損害額の計算に付き費用と勞力とを要するか如く共同海損に於ても同様の費用と勞力とを要すると論なし然りと雖も單獨海損の爲め損害を蒙るものは被保險者若くは比較的少數の人々なり之に反して共同海損の爲め損害を蒙るものは直接に犠牲に供せられたる財産の權利

者のみならず其損害を分擔するを要する凡ての人となり。故に共同海損の場合に於ては常に海損の計算を爲すを要し特に保険契約の爲めに計算を爲すものに非ず其計算の費用も亦共同の負擔に歸し保險者及び被保險者の獨り負擔する所に非らず。從て此場合には單獨海損の場合の如き特別の規定を設くる必要あらざるなり。又當事者か契約を以て保險者の負擔せざる損害額の割合を定めたる場合に於ても單獨海損の場合と同しく損害額か其割合に達せざるときは保險者は全く賠償の義務を免かるゝも其割合を超過するときは損害額の全部を賠償せざるべからず(六六)。

積荷を保險に付したる場合に於て其積荷か全部喪失したるときは保險者は其船積の地及び時に於ける其價格及び船積並に保險の費用を賠償すべきこと第六百五十七條の規定する所なりと雖も此規定は損害額を定むるに付實際上の便宜より出てたるものなるか故に若しも此便宜の方法に因らずして眞實に近き損害額を知り得る場合には固より適用すべきものに非ず。故に其積荷か航海中毀損しなから到達港に到達したる場合に於ては到達港に於ける其物の價格を算定する

と敢て至難の業にあらざるを以て法律は斯る場合には其毀損したる状況に於て積荷か有する價格と若しも毀損せずして到達せしならば有すへかりし價格とを對照し前者の後者に對する割合を以て保險價格の一部を賠償すへきものと規定したり。又航海の途中に於て不可抗力の爲め積荷を賣却したるときは其代價は平時に於けるよりも最も低廉ならざるへからず。此代價の下落は海上保險に因りて被保險者が蒙りたる一の損害として見るとを得へきか故に此損害も亦保險者に於て賠償するを要す。而して其賣却代價中より運送費其他の費用を控除したるものと保險價格との差額を以て此場合の損害額とするは至當なり。若しも積荷の買主か悪意若くは無資力の爲め代價を支拂はさるときは保險者に於て損害を負担し被保險者に對し之か支拂をなさるへからず。但し此支拂をなしたるときは被保險者が買主に對して有する所の權利は當然保險者に移轉するものとす(六六九)。

保險者が負擔せざる損害及び費用は商法第六百六十七條に列記せり。何れも航海に關して當然生ずる所の費用又は保險契約の性質に相反する所の損害等にし

て詳説するの必要なし。

第四節 委付

保險契約の目的か全部滅失したる場合に於て保險者が保險金額の全部を支拂ひたるときは保險者は被保險者か其目的に付き有せる權利を取得すること商法第四百十五條の規定する所なり。海上保險に於ては此規定と相類似する所の特別の規定あり、委付是なり。委付とは被保險利益の全部の滅失と同視することを得へき損害に對し被保險者か保險金額全部の支拂を受くることの條件を以て殘存する所の利益を保險者に移轉する意思表示を云ふ。此二者の異なる所の要點は前者は保險者か法律の規定に因りて當然享有する所の一の權利なりと雖も後者は被保險者の利益を保護するか爲め認めたる一の權利にして當然其效を生ずるものに非ず。一は法律上の結果にして一は被保險者の一の法律行爲なり。然れとも此二者は其目的に於ては全く同一なりとす。何となれば二者共に保險契約の履行を簡易ならしむる所の一の實際上の便宜に出づるものなればなり。以下委付に關する商法の規定を説明せんとす。

第一 委付は被保険者の一方行為にして保険者の承諾を要することなし。故に被保険者か一たび委付の意思を表示したるときは委付は直に其効を生じ保険者は之に應じて保険金額の全部を支拂はさるへからず。但し保険者は被保険者の此の意思に對して異議を主張することを得ざるにあらず。然れとも其異議は被保険者か法律の規定に従ひ適法に委付の意思表示を爲さざりしこと若しくは委付を許さざる場合なることを主張し得るに過ぎずして適法なる意思表示に對しては絶對的に服従せざるへらからざるなり。若しも委付の意思表示に對し承諾を表したるときは保険者は後日に至り其委付の適法ならざること主張して異議を述べることを得ず。商法第六百七十六條に保險者か委付を承諾したるときとあるは異議を主張すべき權利の拋棄を言ふものにして此承諾に因り始めて委付成立するに非ざるなり(六七六)。此の如く委付は被保険者の爲め一定の條件具備したるとき之を爲すものにして被保険者の單獨意思に因りて直に成立するものなるか故に後日之を取消すことを得ざるや多言を要せずして明なり。

又委付は性質上單純ならざるへからず。條件付若しくは期限付の委付は無効なり。若しも條件付若しくは期限付なることを許すときは法律か委付を以て簡易なる保險契約履行の方法となしたる主意を失ふに至るへし。又委付は全部の損害と同一視すへき損害ありたる場合に許すものなるか故に其結果として被保險利益の一部の委付は之を許さず。但し委付の原因か被保險利益の一部に付き生したるときは其部分に付てのみ爲すことを得(三六七)。

第二 委付を爲し得へき場合は商法第六百七十一條に規定あり。即ち左の如し

- 一 船舶か沈没したるとき
- 二 船舶の行方か知れざるとき

船舶の存否か六ヶ月間分明ならざるときは其船舶は行方の知れざるものと看做す。故に其後船舶の行方か分明となることあるも委付の効力には關係なし。保險期間の定めある場合に於て其期間か六ヶ月内に経過したるときと雖も固より委付を爲すことを得。但し保険者は保險期間内に生したる損害にあらざれば賠償の義務なきか故に若しも其船舶か保險期間内に滅失せ

さりしことの證明ありたるときは其委付は無効なりとす(六七)。

三 船舶が修繕すること能はざるに至りたるとき

此場合に於て船長か遅滞なく他の船舶を以て積荷の運送を繼續したるときは被保険者は少しも損害を蒙ることなきか故に其積荷を委付することを得す。若しも此場合に於て積荷の委付を許すときは被保険者は之に因りて却て利益を受くることとなる。例へば積荷の價格か其當時大に下落せし時の如きは之を被保険者に委付して保険金額の全部を受取るに於て利益あるか如し(六七)。

四 船舶又は積荷か捕獲せられたるとき

五 船舶又は積荷か官の處分に依りて押收せられ六ヶ月間解放せられざるとき

第三 委付を爲すに付き必要なる手續は第六百七十四條に規定あり。此規定に

依れば被保険者は三ヶ月内に被保険者に對して通知を發するを要し其通知の期間は第六百七十一條第一號第三號及び第四號の場合に於ては被保険者か其事

由を知りたるときより起算し第二號第五號の場合には六ヶ月經過したる時より起算すべきものとす。又再保險の場合に於ては被保険者か自己の被保険者より委付の通知を受けたる時より起算して三ヶ月内に委付の通知を發せざる可からず(六七)。被保険者は此委付の意思の通知の外尙ほ保險の目的に關する他の保險契約並に其負擔に屬する債務の有無及び其種類を通知するの義務あり。被保険者は此通知を受くるまでは保險金額の支拂を爲さざることを得。若しも保險金額の支拂に付き期間の定めある時は其期間は被保険者か此通知を受けたる時より起算すべきものなり(六七)。

第四 委付は保險金額全部の支拂を條件として被保險利益の殘部に對する權利を被保険者に移轉する一の法律行爲なり。故に委付ありたるときは被保険者は保險金額の全部を被保険者に支拂はざる可からざると同時に被保險者か被保險利益に付き有する一切の權利は當然被保險者に移轉するものとす。被保險者は完全に權利讓渡の義務を盡すべきものなるか故に若しも被保險利益に關する證書あるときは被保険者に之を交附するを要し若しも被保険者か委付に對し異議

を主張したるときは被保険者は委付の原因を證明したる後にあらざれば保険金額の支拂を請求することを得ざるものとす(六七)。

第四章 生命保険

第一節 生命保険契約の性質

生命保険契約の性質に付ては諸説紛々たり。然れども余輩は之を以て純然たる保険契約にして性質上火災保険運送保険其他の保険契約と異なる所なしと確信す。保険契約の定義は緒論に掲げたり今便宜の爲め爰に之を再言すれば保険契約は當事者の一方か偶然なる經濟的加害事實の發生したるとき財産を供給せんことを約する所の獨立の契約なり。之を生命保険契約に適合するに毫も抵牾する所なし保険金額の支拂を約する者は保険者にして保険料の支拂を約する者は保険契約者なり。而して人の死亡及び生存は不側の事故にして其發するや必ず經濟上の損害を伴ふものなり。故に生命保険契約を以て純然たる保険契約なりとするは毫も不當に非らず。然るに之を非難するものあるは能く生命保険契約の法律關係及び實際上の狀況を知らざるか爲めなり。乞ふ左に生命保険に關する疑

義を掲げて之を説明すへし。

- 一 保険契約に於て損害を生ずべき事實は偶然なることを要す。生命保険契約に於て人の死亡及び生存は果して偶然なりや惟ふに生ある者は必ず死す故に人の死亡は人生に免るへからざる所にして此點より言ふときは偶然の性質を有せざるものゝ如し。然れども他の一方に於て死亡の時期に付て觀察するときは其時期は決して確定せるものにあらす特に一定の期間を限りて其期間内に人の死亡するや否やを見るときは常に死亡の時期に於て不確定なるのみならず其發生すべきや否や不確定なること火災の發生すべきや否や不確定なること同一なり。而して加害事實の發生時期の不確定なることは經濟的危険に對する擔保を要する上に於て加害事實の發生不確定なる場合と擇ふ所なし。故に死亡を以て偶然なる事故なりと言ふは決して不當にあらず。又人か一定の年齢まで生存するや否やは全く不測の事實なること多言を要せずして明なり。
- 二 經濟上の利益は保険契約の成立要素なり生命保険契約には果して保險せらるべき利益なるものありや。惟ふに人は生産力を有す人の勞力は生産の要件

にして經濟上莫大の價額を有す死亡は人の生産力を消滅せしむるものにして生存は之を減殺するものなり。加之人の死亡したるときは葬式の費用を要し永く生存するときには多くの生活費用を要す、是皆人か死亡又は生存の爲めに被むる所の損害にして此損害を避くることは一の經濟上の利益なり。消極的利益を保險に付することを得るは一般に認めらるゝ所なりとす。然らば生命保險契約に保險せらるべき經濟上の利益ありと言ふは敢て不當にあらず。之を難するものは曰く小兒、老衰者、病人の如きものは生産力を有せずと然れども保險契約の成立當時に於て利益の現存することを要せざるは已に總論に於て説明せるか如くにして此等の者と雖も後日生長し又は改悛し又は回復せば他の生産者と異なる所なきに至るへし加之保險事業の實際に於て最も幼稚なる小兒、老衰者、病人等の如きものを被保險者として契約を締結することなきか故に此等の者に付き生命保險契約の性質を論究するの必要なし。

三、 保險契約は損害の賠償を以て目的となす故に保險者か供出すべき金額は現實の損害額に適合せざるへからず。然るに生命保險契約に於て保險者か支拂

ふべき保險金額は當事者の好む所に從て其額を定む。是れ果して損害の賠償と言ふことを得るや惟ふに損害保險に於ても被保險者は其好む所に從ひ保險價額の一部を保險に付することを得生命保險に於て人の生産力は無盡藏なり生命の價額は到底之を評價すること能はず、從て如何に高く保險金額を定むるも保險價額に超過することなし。故に生命保險契約は常に不足保險の形式を有すと言ふも敢て不可なきものにして保險者は決して現實の損害なきに拘はらず保險金額の支拂を約するものにあらず。

四、 保險料は保險者に對して與ふる所の報酬なるに生命保險契約の保險料は保險者に依りて蓄積せられ後日保險者に返還せらる是れ果して保險料の性質に反する所なきか。惟ふに生命保險契約の保險者は或場合に於ては被保險者の爲めに積立たる金額の拂戻を爲すべき義務を負ふ(四二八項、四三三項、四三三項)。然れども是れ保險契約者より受取たる保險料を預金の關係に於て之れを貯蓄し或場合に之を拂戻すものにあらず。保險契約者の支拂ひたる保險料は保險者の財産に歸し保險者は保險業法の規定に反せざる限り自由に之を處分すること

を得唯生命保険契約の多くの場合に於て保険者は終局保険金額を支拂ふべきものなるか故に豫め受取たる保険料の中より其幾分を割きて之を貯蓄し後日の支拂に準備せざるべからず。而して其準備金は已に説明せざるか如く保険期間の初年に於て比較的多額の保険料を徴收したる中より生したるものなれば中途にし契約無効となる場合に於ては保険者をして不當の利得を爲さしめめんか爲め後年分に充つるか爲め受取りたる保険料の一部を返還せしむること至當なり。是を以て貯金の返還と見るは大なる誤なり。

以上説明するか如く生命保険契約は純然たる保険契約として之を論ずること不當にあらず。然るに之に關する法律の規定か他の損害保険と異なる所あるか爲め之を以て保険契約に非すとなす論者少からず左に其の學說の大要を擧げて之を辯明せん。

第一 生命保険は貸借なりとの説 此説に於ては保険者の義務は條件附の義務にして或は生することあるべく或は生せざることあるべきものなるを要す。然るに生命保険に於て保険者の義務は必らず生するものにして期限附義務な

り唯其期限か確定せざるのみ。而して保険者は必らず受取りたる保険料を返還すべきものなるか故に其義務は貸借上の義務なりと説明せり。然れども此説を駁するものは曰く此説は第一當事者の意思に反す。(第二)貸借は元金に利子を付して返還すべきものなるに生命保険に於ては被保険者が早く死亡したるときは保険者は僅少の保険料を受取りて多額の保険金額を支拂はざるべからず是貸借の性質に反す。(第三)生命保険契約が無効となりたるとき又は死亡の原因か保険金額受取人の故意に出たるとき保険者は保険金額の全部を支拂ふ義務を免かる是亦貸借の性質に反する所なり。

第二 生命保険は委運の貸借なりとの説 此説に於ては保険料は元金にして保険金額は元金及び利息なりと言ふ。生命保険を以て貸借なりと論ずる點に於ては第一説と同しく唯其異なる所は單純の貸借に非ずして委運の貸借なりとするに在り。而して其貸借の委運なるは被保険者の生命の長短に依りて支拂はれたる保険料の總額と保険者が返還すべき保険金額との間に差異を生ずるの一點に在り。抑保険料は死亡の豫定推測を根據とし保険金額に應じて定むる

ものなりと雖も其豫定推測は常に事實に符合するものに非ざるを以て保險者は時としては實際受取りたるより多額の金額を支拂ふべきことあるへし。故に生命保險が委運の性質を有することは洵に論者の言の如しと雖も之を以て貸借なりとするに至りては第一説と同一の非難を免かれず。

第三 生命保險は貯金なりとの説 此説に依れば被保險者は漸次保險者に貯金の拂込を爲して殖利せしめ保險者は之を保管するものなり。生命保險契約の性質を明にせんと欲せば生命保險會社が爲す所の事務の實況を見るに如かず會社が被保險者より受取る所の保險料を他に貸附け利息を生せしむるの事務は貯蓄銀行の爲す所と同一なり。而して生命保險契約には危険なく又損害として見るべきものなし。故に生命保險契約は一種の貯金なりと言へり。然れども此説は大に生命保險の慣例に反す。若し生命保險にして一の貯金方法なりとするときは被保險者は此保險料に對して絶對的請求權を有せざるへからず。然るに法律上及び實際上の慣例に於て保險者は被保險者の死亡が其故意に出たる場合其他合意せられたる場合には保險金額の支拂を免かるゝことを

得是れ貯金の性質に反する所なり。

第四 生命保險は貯金と保險契約との混合したる一種の契約なりとの説 此説に依れば被保險者は一定の金額を貯蓄せんと欲して保險料を拂込むものなり。然るに死亡の時期は豫め知ることを得ざるを以て拂込みたる保險料が未だ一定の金額に達せざる以前に於て早世し其希望を達する能はざることあるへし。早世は此點に於て一の危険たる性質を有す生命保險契約は此危険に對し被保險者の利益を擔保するものにして若し被保險者が早世したるときは其貯金の不足部分を補充して被保險者の希望を満足せしむ。故に生命保險契約は純然たる保險契約と貯金との混合したるものなりと言へり。然りと雖も一の保險料を二分して一部を純然たる保險契約の保險料とし一部を貯金となすか如きは當事者の意思に反するのみならず假りに分別し得るとするも貯金に屬する一部は如何なる場合に於ても必ず被保險者に返還すべきものなるに實際の慣例に於ては其全部を返還せざることあり。且第三説に付て述べたる所と同一の非難あるを免かれず。

我商法に於ては第十章を二節に分ち第一節に損害保険を規定し第二節に生命保険を規定せり故に其編纂の上より觀察するときには商法の立案者は生命保険を以て損害保険の一種と認めざりしものゝ如し。果して然らば余輩の是解と異りたる學説を採りたるものなり。商法第四百二十七條に生命保険契約の定義として見るべきものあり曰く生命保険契約は相手方又は第三者の生死に關し一定の金額を支拂ふべきことを約し相手方か其報酬を與ふることを約するに因りて其效力を生ずと。

第二節 生命保険契約の關係人

生命保険は一の契約なり故に二方の當事者あるを要す一定の金額の支拂を約するものを保險者と言ひ報酬を約するものを保險契約者と言ふこと損害保険に異なることなし。然れども被保險者なる名稱に至りては大に損害保険と異なれり即ち生命保険に於ては保險に付せられたる生命を有する者を被保險者と稱し保險金額を受取る権利を有するものを保險金額を受取るべき者と稱す。故に保險契約者か自己の生命を保險に付し自己を保險金額受取人と定めたるときは同一

人にして前示の三資格を有するものなれとも此三資格は必しも同一人に集合することを要せず之を左の五種の場合に區別することを得。

- 一 保險契約者、被保險者及び保險金額受取人か總て同一人なる場合、例へば妻か夫の生命を保險に付し自ら保險金額受取人となりたる場合の如し。
- 二 保險契約者と保險金額受取人とか同一人にして被保險者か他人なる場合、例へば夫か自己の生命を保險に付し妻を保險金額受取人と定めたる場合の如し。
- 三 保險契約者と被保險者とか同一人にして保險金額受取人か他人なる場合、例へば親か子の生命を保險に付し且つ其子を保險金額受取人と定めたる場合の如し。
- 四 被保險者と保險金額受取人とか同一人にして保險契約者か他人なる場合、例へば自己の生命を保險に付し丙を保險金額受取人と定めたる場合の如し。
- 五 保險契約者、被保險者及び保險金額受取人か全く他人なる場合、例へば甲か乙

我商法は生命保険の最も多く行はるゝは自己の生死若くは親族の生死に關し契約するものにして他人の生死に付き財産上の利益を有するか爲め契約するは最

も少数の場合なること及び財産上の利益を有するものか他人の生死に關し契約することを得るものとするときは保險詐欺なるもの行はれ生命を賭して金錢を得んとする弊害を生ずるの虞あることの二の理由を以て保險金額の受取人たるべきものを被保險者其相続人又は親族に限定したり。故に被保險者と保險金額受取人との間には必らず相続若くは親族の關係あるを要し他人の生命に關し濫りに保險契約を爲すことを得ざるなり債權者か債務者の生命に關し保險契約をなすか如きは商法の認めざる所なりとす。已に保險金額の受取人たるべきものを被保險者其相続人又は親族に限定したる以上は其保險契約より生ずる權利を他に讓渡すに付ても此制限を適用するにあらざれば立法の精神を貫徹する能はず之を以て商法は此契約上の權利の讓渡を被保險者の親族間に限定せり。若しも保險金額を受取るべき者が死亡し又は被保險者との親族關係止みたるときは保險契約者は保險金額を受取るべき者を定むることを得。然れども保險契約者か保險契約を繼續して被保險者の親族に保險金額を受取るべき權利を與ふことを欲せざるときは被保險者の爲め積立てたる金額の割戻を請求することを得。

又保險契約者か更に保險金額受取人を定め若くは積立金拂戻を請求することなくして死亡したるときは被保險者を以て保險金額受取人と爲すこと商法の規定する所なり(四二)。

第三節 保險金額支拂

保險者は生命保險の種類に従ひ被保險者の生死に關し約定したる事故の發生したるとき保險金額を支拂ふ義務を負ふ。例へば死亡保險に於て被保險者の死亡したるとき生存保險に於て被保險者か約定の年齢に達したるとき又は年金保險に於て被保險者か死亡し又は一定の期限に至るまで生存したるとき之を支拂ふか如し。保險金額は契約に従ひ或は一時に或は一定の年間に分割して支拂ふことを得。

保險者は何人に對して保險金額を支拂ふべきものなるや之には場合に依りて區別あり。

一 保險契約者か自己の爲めに自己の生死を保險に付したる場合に於て保險金額の支拂原因か其者の生存中に生じたるときは自ら保險金額を受取ることを

得るも死亡を原因とするときは其者の相続人に於て之を受取るべきものとす。

二 保険契約者が自己の爲めに他人の生死を保険に付したる場合に於ては保険契約者又は其相続人之を受取る。

三 保険契約者が他人の爲めに自己の生死若くは他人の生死を保険に付したる場合即ち保険金額を受取るべき者を定めたる場合には固より其者のみ保険金額を受取るべきを得るなり。此場合に其受取人死亡し又は被保険者との親族關係消滅したるときは保険契約者は更に他の者を保険金額受取人に定むることを得。若しも保険契約者が之を定めず又は積立金の拂戻をも請求することなくして死亡したるときは被保険者が保険金額受取人となる。故に其結果は第一の場合と同一に歸すべし。

保険者は被保険者の死亡か戦争其他の變亂に因りて生じたる時、保険契約を解除せられたるとき、保険期間中保険契約者又は被保険者の責に歸すべき事由の爲め死亡の危険が著しく變更増加したるとき等の場合に於て保険金額を支拂ふ義務を免かるゝこと損害保険の場合と異なることなし。唯た生命保険に特別なる

保険金額支拂義務の免除に二の場合ありとす。

一 被保険者が自殺決闘其他犯罪又は死刑の宣告に因りて死亡したるとき。

二 保険金額を受取るべきものか故意に被保険者を死に致したるとき。

第一は被保険者が故意に生命を失ひたる場合なり蓋し被保険者の生命は損害保険に於ける被保険物と殆んど同一のものなり。被保険物に固有なる損害は保険者の賠償すべき範圍に屬せざることは前に説明せる所なり。然るに生命保険に於て死亡は生命に固有なる損害なるか故に此點に關しては損害保険の法則を全然適用すること能はず。之を以て法律は特別の規定を設けて死亡か被保険者の故意に出でたる場合に於てのみ保険者に保険金額支拂の義務を免除したり自殺は固より故意を要するものなれば精神の喪失者が自ら生命を失ふも之を以て自殺と云ふこと能はず。決闘は自ら危険に臨むものにして之に因り死亡の結果を惹起することあるも保険者は責任なし。之に反して正當防衛に由り死亡したるときは保険者は責を免かれず。何となれば正當防衛は生命を維持する爲めに爲す所の行爲にして被保険者に自ら死亡を招くの意なければなり。犯罪に因りて

死亡する場合とは強竊盜が被害者の爲めに殺されたる場合の如き類を云ふ又死刑の執行に因り死したるときとは其死亡の原因が死刑の執行にあるを必要とす。故に死刑の判決確定するも未だ執行に至らざる間に疾病其他の原因の爲め死亡したるものは此内に包含せず。之を要するに被保険者か過失に依りて死亡したる場合は勿論法律に定めたる場合の外は保険者其責を免かるゝを得ざるなり。當事者か合意を以て他の義務免除を定むることは固より自由なりとす。此第一の義務免除の場合に於て保険者は被保険者の爲め積立てたる金額を拂戻さざる可らず。

第二は被保険者の死亡が保険金額受取人の故意に原因する場合なり、保険契約の原則として損害は被保険者(損害保険に付て言ふ)の意思に原因せざることを要す。此原則は生命保険にも亦適用せらるべきものとす。故に保険金額受取人か故意に被保険者を死に致したるとき保険者は其義務を免かる但し保険金額の受取人か契約上保険金額の一部を受取るべき権利を有する場合に於ては保険者は其残額を支拂ふ義務を免かるゝことを得ず。是れ其死亡は其残額に對する権利者に

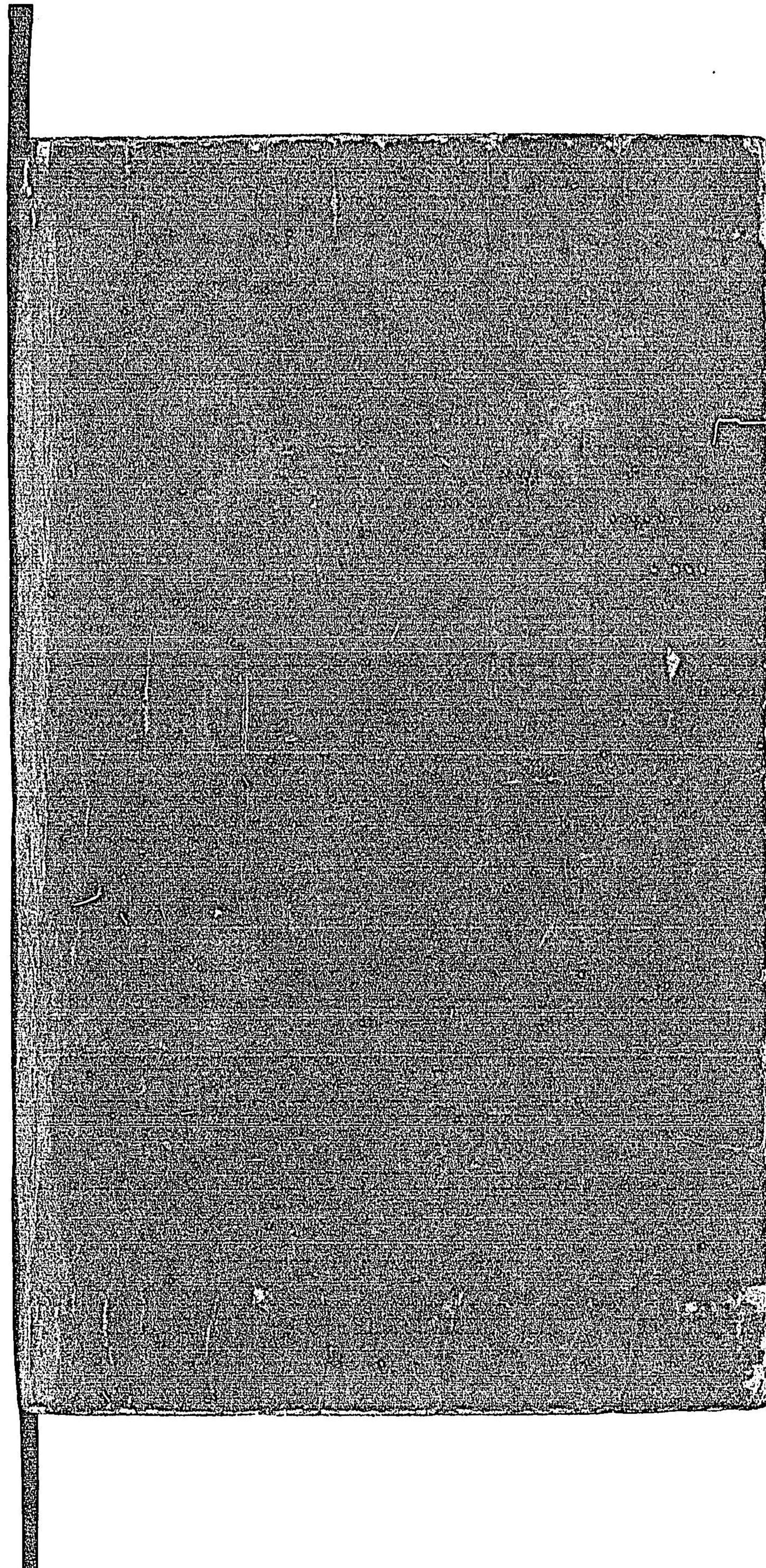
對しては全く不慮の事故にして他人の不法行爲の爲め其者の権利を失はしむることを得されはなり。

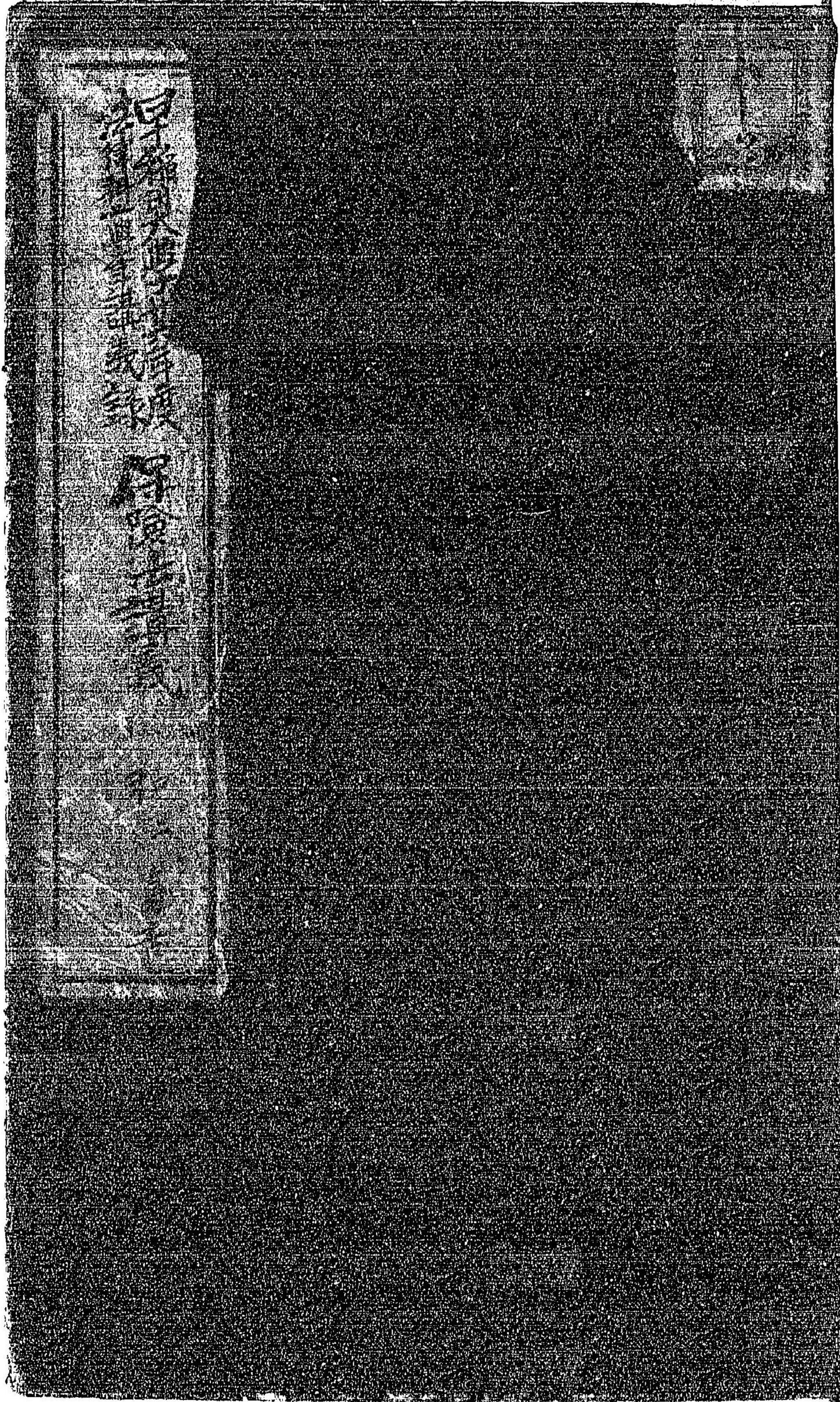
以上二個の場合に保険者をして其責を免かれしむる規定は公の秩序に關するものなるか故に之に反する合意を爲すも其效なし(四三)。

此に附加して説明すべきことは積立金の拂戻なり、保険者は保険契約の解除せられ又は無効となりたるか爲め保険金額を支拂ふ義務を免かるゝときは被保険者の爲めに積立てたる金額を拂戻することを要す。是れ第四百三十三條、第四百三十一條第二項、第四百二十八條第三項の規定する所なり。此に言ふ積立金なるものは前編に於て説明したる責任準備金に該當するものなり。生命保險會社は保險金額の支拂に充つる爲め前取りしたる保険料の一部を準備する義務あり、此金額は保險契約が繼續する場合に必要を見るものなるか故に其契約が解除せられ又は無効となりたる場合に之を取得するは不當利得を爲すものに外ならず。蓋し年掛保險に於て年々の危険に相當する保険料を受取ることゝすれば年々其金額を變更せざる可らず。故に便宜の爲め之を平均し年々同一の保険料を徴收す

ること實際に於て普通行はるゝ所なり之を以て保險者は保險期間の初期に於ては實際に要するよりも多額の保險料を徴收することゝなる是れ積立金の生ずる所以にして其詳細は前絶責任準備金を述ふるに當り説明したる所の如し此の如く積立金は保險者が實際要するよりも多くの保險料を受取りたることに因りて起るものなるか故に契約の解除又は無効となりたる場合之を拂戻さしむるは固より當然なり。

保險法畢





035454-000-7

ハ-3ル

保険法講義

和仁 貞吉/述

M36?

BBO-0654

